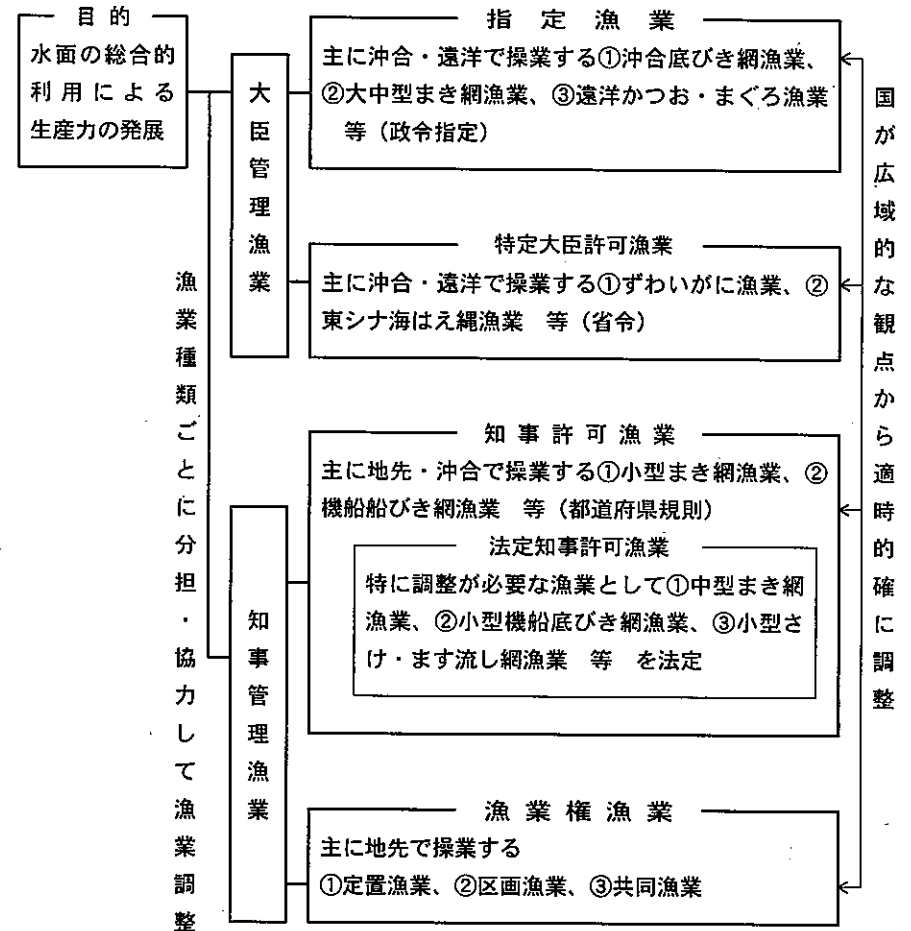


1 漁業法の目的

- 漁業法は、
- ① 漁業生産（漁場の利用）に関する基本的制度を定め、
 - ② 漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構（海区漁業調整委員会等）の運用によって水面を総合的（重複的・立体的）に利用し、
 - ③ もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的としている。

漁業法に基づく漁業管理制度は、漁業権制度、漁業許可制度に大別される。

漁業法の体系



2 漁業権制度の概要

地先海面においては、漁村集落によりアワビ、サザエ、藻類等の独占的な利用が行われるという漁場秩序が古くから形成されており、漁業権はこれを引き継いだものである。

漁業法では、漁業権は「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」とされている。

(1) 漁業権の種類

① 定置漁業権（存続期間：5年）

漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置水深が27m以上のもの（一部例外あり）を営む権利。漁業権に基づかない場合には営んではならない。（例：ブリ定置網、サケ定置網）

② 区画漁業権（存続期間：5年（一部10年））

一定の区域において養殖業を営む権利。漁業権に基づかない場合には営んではならない。

〔例：ノリひび建養殖、魚類小割式養殖、クルマエビ築堤式養殖、ハマグリ地まき式養殖〕

③ 共同漁業権（存続期間：10年）

一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利

〔例：アワビ、サザエ、ウニ漁業、小型定置網、固定式刺し網、内水面漁業〕

(2) 漁業権の性質

物権とみなされることにより妨害排除・予防請求権を有するが、漁業権の譲渡・貸付けは原則禁止。

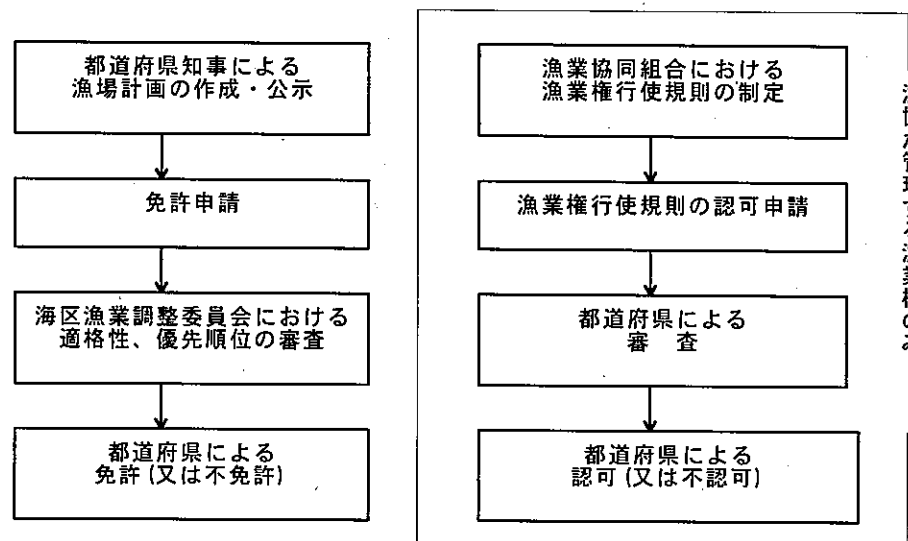
(2) 漁業権の免許の手続き

知事は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見をきき、漁業種類や漁場の位置等の漁業権の内容たる事項、申請期間等を定めて公示する。

(いわゆる「漁場計画の樹立」)

公示後、知事は、委員会の意見をきき、適格性のある者に優先順位に従って漁業権を免許する。

漁業権の免許設定までの流れ



(3) 免許の状況

① 定置漁業

- ・自ら定置漁業を営む者に適格性が認められ、漁協による管理を認めていない。
- ・知事が優先順位に従い免許する。

地元漁民の属する世帯が多数参加する地元自営漁協、漁民会社(株式会社を含む。)が優先順位が高い。

なお、同一の優先順位の者がいる場合には、知事が地元漁民の経営参加や雇用条件等を勘案して免許する。

② 区画漁業

・自ら区画漁業を営む者に適格性が認められるほか、特定区画漁業については管理を行う漁協にも適格性が認められる。

・知事が優先順位に従い免許する。

区画漁業の大半を占める特定区画漁業権については、管理をする漁協が最優先される。その他の場合、地元漁民の属する世帯が多数参加する地元自営漁協、漁民会社（株式会社を含む。）が優先順位が高く、真珠養殖業では経験者が優先される。

なお、同一の優先順位の者がいる場合には、知事が地元漁民の経営参加や雇用条件等を勘案して免許する。

・特定区画漁業権の管理を行う漁協においては、組合員は組合の定める漁業権行使規則に従い、漁業権を営む権利を有し、行使する。

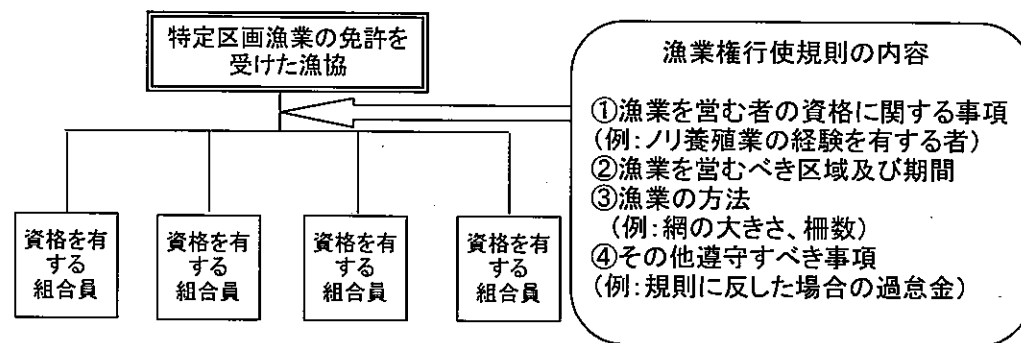
なお、漁業権行使規則の制定改廃には総会の決議前に地元地区に住所を有し当該漁業を営む組合員（※）の2/3以上の同意を要するほか、知事の認可を要する。

※ 新規漁場の場合は、共同漁業権の場合（事項参照）と同じ。

○特定区画漁業の内容たる漁業

ノリ等のひび建養殖業、藻類養殖業、ホタテなどの垂下式養殖業、ブリ・タイ等の小割式養殖業、ハマグリ等の貝類地蒔き式養殖業

○漁協が管理する特定区画漁業権の概念図



③ 共同漁業

- ・ 地元の漁協・漁連が免許を受ける適格性を有する。
- ・ 共同漁業で営まれている漁業種類である貝類・藻類漁業、固定式さし網漁業等は、知事許可漁業によっても営まれている。
- ・ 漁協においては、組合員は組合の定める漁業権行使規則に従い、漁業を営む権利を有し、行使する。

なお、漁業権行使規則の制定改廃には総会の決議前に関係地区に住所を有し沿岸漁業を営む組合員(※)の2/3以上の同意を要するほか、知事の認可を要する。

※ 湖沼にあっては当該湖沼で漁業を営む組合員、河川にあっては当該河川で水産動植物の採捕又は養殖をする組合員

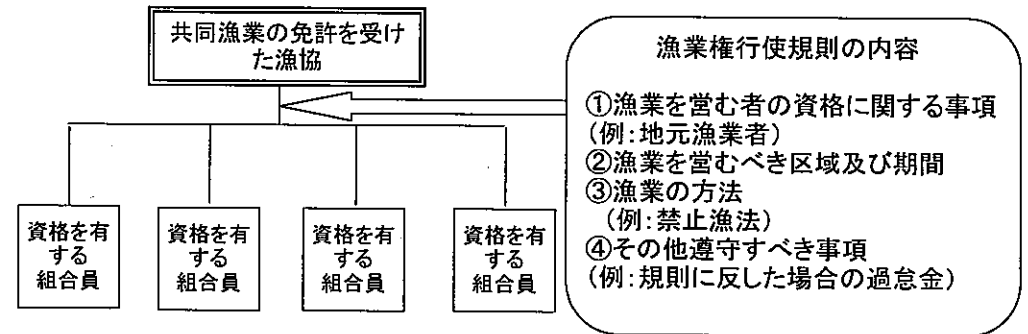
○海面の共同漁業

アワビ、サザエ等の貝類、コンブ、ワカメ等の藻類、イセエビ、ウニ、ナマコ、タコ等の定着性動物を対象とする漁業、ヒレ魚等を対象とする小型定置網、固定式刺し網、地びき網等があり、多数の沿岸漁業者が、漁協の組合員の地位に基づき共同漁業を営んでいる。

○内水面の共同漁業

シジミ、カラスガイ等の貝類、川ノリ等の藻類、餌ムシ等の定着動物を対象とする漁業、増殖が可能であるアユ、ニジマスなどの水産動植物を対象とする漁業であり、組合員がその地位に基づきその資源を利用している。

○漁協が管理する共同漁業権の概念図



3 漁業許可制度の概要

我が国においては、漁業調整及び水産資源の保護培養等のため、特定の漁業を営むに当たっては、許可制による漁業管理を行っており、管理主体の違いから、大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。

国又は都道府県は、許可の内容や許可に付した制限又は条件のほか、農林水産省令や都道府県規則により管理を行っている。

(1) 大臣許可漁業

農林水産大臣の許可を受けて営む漁業で、指定漁業又は特定大臣許可漁業に区分される。

① 指定漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整及び政府間の取り決めを遵守するため、全国的な観点から、総トン数、隻数を始めとする規制措置を農林水産大臣が統一的に講ずる必要がある漁業であって、13業種が政令で指定されている。

○(参考)指定漁業の許可等の隻数の内訳

年、○内は一次更新の回数	昭42年 (第1回)	昭57年 (第4回)	平9年 (第7回)	平14年 (第8回)	平19年 (第9回)
漁業種類					
指定漁業(13業種)合計	6,018 98船団	4,413 11船団	2,174	2,652	2030
沖合底びき網漁業	1,055	800	526	441	391
以西底びき網漁業	741	441	54	18	13
遠洋底びき網漁業	273	358	118	68	50
大中型まき網漁業	608	336	256	221	207
大型捕鯨業	17	8	—	—	—
小型捕鯨業	17	10	9	9	9
母船式捕鯨業	7船団	1船団	—	—	—
遠洋かつお・まぐろ漁業	1,286	1,083	782	624	583
近海かつお・まぐろ漁業	1,679	1,037	306	532	435
中型さけ・ます流し網漁業	323	318	116	89	62
北太平洋さんま漁業	(926)	(562)	(253)	228	203
日本海べにずわいがに漁業	—	—	(25)	22	15
いか釣り漁業	—	(1263)	(405)	400	182
その他(H14に削除された業種。 母船式底びき網等漁業等)	19 91船団	22 10船団	7 —	— —	— —

注1:平成14年に指定漁業業種の見直しが行われ、近海かつお・まぐろ漁業(10~20トン)、北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業が承認漁業から指定漁業に追加された。

注2:北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の()内は承認漁業の承認隻数である。

注3:昭和42年は3月31日現在。昭和57年は12月31日現在。平成9年、14年、19年は10月1日現在。

② 特定大臣許可漁業

指定漁業以外の漁業のうち、水産資源の保護・培養又は漁業取締りその他漁業調整のため、国が規制を講ずる必要がある漁業であり、5業種が農林水産省令で定められている。

- ・ ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業 等

(参考)

このほか、資源状況等を把握する等のため、大臣に届出をさせる「届出漁業」がある。
(かじき等流し網漁業 など)

(2) 知事許可漁業

都道府県知事の許可を受けて営む漁業で、法定知事許可漁業とその他の知事許可漁業がある。

① 法定知事許可漁業

県間にまたがる漁業調整等の観点から、大臣が隻数等の上限を定めているが、地域の事情に応じた管理を行うため、知事の許可を要する漁業であり、4業種が法律で定められている。

- ・ 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業

② その他の知事許可漁業

地域の事情に応じて、都道府県知事が漁業調整等の観点から、都道府県規則を定め、管理を行っている漁業。

- ・ 小型まき網漁業、刺し網漁業 等

○特定大臣許可漁業の漁船隻数の推移

(単位:隻)

	16年	17年	18年	19年
ずわいがに漁業	18	18	18	18
東シナ海等かじき等流し網漁業	6	6	6	6
東シナ海はえ縄漁業	101	95	93	83
大西洋等はえ縄等漁業	3	2	2	2
太平洋底刺し網等漁業	21	16	17	13
計	149	137	136	122

資料:水産庁調べ

注:ずわいがに漁業は各年11月1日現在、東シナ海等かじき流し網漁業及び東シナ海はえ縄等漁業は各年8月1日現在、大西洋等はえ縄等漁業は各年9月1日現在、太平洋底刺し網等漁業は4月1日現在である。

4 海区漁業調整委員会等制度の概要

漁業者及び漁業従事者を主体とした漁業調整機構として、海区漁業調整委員会等が設置されている。

(1) 海区漁業調整委員会

- ① 海区に設置される都道府県のいわゆる行政委員会であり、15名の委員から構成される。(小海区は例外あり)。うち選挙による委員(漁民委員)9人、知事選任委員6人。委員の任期は4年。
- ② 権限
 - ・都道府県知事の諮問機関としての機能。
 - ・関係者への指示権を有する。
 - 等

(2) 連合海区漁業調整委員会

- ① 特定の事項を処理するため複数の海区漁業調整委員会により任意に設置。
- ② 権限
 - 関係者への指示権を有する。

(3) 広域漁業調整委員会

- ① 太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海の3海域に設置される水産庁の常設機関。
- ② 権限
 - 関係者への指示権を有する。

(4) 内水面漁場管理委員会

- ① 都道府県ごとに設置。委員10人(一部例外あり)。すべて知事選任委員。
- ② 権限
 - 内水面において、海区漁業調整委員会に準じた権限を行う。

○海区漁業調整委員会の設置

- ・原則1県1海区。合計64海区。

○海区漁業調整委員会の権限

- ① 都道府県知事の諮問機関としての機能
 - ・漁業の免許の内容等について事前決定
 - ・漁業の免許
 - ・都道府県漁業調整規則の制定・改正 等
- ② 委員会指示
 - 関係者に対し漁業権の適切な行使、漁場紛争の防止解決、その他漁業調整のための必要な「指示」を行う(直接的罰則規定はないが、委員会の申請に基づき、知事が指示に従うことを命ずれば罰則の適用あり)。
- ③ 入漁権の設定、土地等の使用権設定等の裁定